

瀬戸内町官民データ活用推進計画

鹿児島県 瀬戸内町
平成30年11月

目次

| | |
|--|----|
| 1. 瀬戸内町の現状及び課題 | 1 |
| 2. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の目的 | 2 |
| 3. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の位置付け | 3 |
| 4. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の推進体制 | 4 |
| 5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針 | 5 |
| 6. 官民データ活用の推進に係る個別施策 | 7 |
| (1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則） | 7 |
| ① 行政手続の棚卸 | 7 |
| ② 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化 | 8 |
| (2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進） | 9 |
| ① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進 | 9 |
| ② 保有する各種地理空間情報等に係るオープンデータ化の促進 | 10 |
| (3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用） | 11 |
| マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上 | 11 |
| (4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等） | 12 |
| ① IoT に関する地域における学習環境づくりの推進 | 12 |
| ② Web アクセシビリティ確保のための環境整備 | 13 |
| ③ 超高速ブロードバンド未整備地域における整備・確保の推進 | 14 |
| (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR） | 15 |
| ① 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進 | 15 |
| ② 救急搬送時における医療機関の受け入れ状況の見える化 | 16 |
| (6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等） | 17 |
| チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業（支援体制構築事業） | 17 |
| 7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 | 18 |

1. 瀬戸内町の現状及び課題

瀬戸内町は全国の市町村の中でも少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データ¹の活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

¹ 官民データ：電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

2. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の目的

瀬戸内町官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）」を受けて、瀬戸内町内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、瀬戸内町が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の位置付け

瀬戸内町官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づき、「BPR² 推進の取組」、「オープンデータ³ 化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド⁴ 解消の取組」及び「クラウド⁵ 化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとする。

² **業務改革（BPR）**：BPRは Business Process Reengineeringの略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

³ **オープンデータ**：一般的には、データは誰もが制限なしにアクセス、再利用、そして再配布できるように、利用可能にすべきであるという概念のことであるが、本計画においては、公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等をしやすい形で、インターネットで公開することを意味する。

⁴ **デジタルデバイド**：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

⁵ **クラウド**：事業者等によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。

4. 瀬戸内町官民データ活用推進計画の推進体制

瀬戸内町官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、瀬戸内町官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内部署横断的に、必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、定期的に担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本町の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「**手続における情報通信の技術の利用等に関する取組**」、「**官民データの容易な利用等に係る取組**」、「**個人番号カードの普及及び活用に係る取組**」、「**利用の機会等格差の是正に係る取組**」及び「**情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組**」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)を推進する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、瀬戸内町が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017(平成29年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2017(同))。瀬戸内町においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する(例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等)。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等)

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務

の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、瀬戸内町内における各種データの標準化（共通語彙基盤⁶、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

⁶ **共通語彙基盤**：氏名や住所等語彙の表記・意味・データ構造を共通化してデータの交換・活用を容易にする基盤のこと。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

① 行政手続の棚卸

国が実施する棚卸の進捗や結果を踏まえつつ、瀬戸内町において電子化を優先的に取り組むべき手続とその方策を決定するとともに、具体的な取組、目標及びその達成時期について早期に定めることとする。

手続の電子化に当たっては、フロント部分のオンライン化に留まらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」と連動し、瀬戸内町全体として、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施する。

また、棚卸に基づくオンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進に当たっては、マイナンバー⁷制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進める。

<KPI>

オンライン利用率 10件

<スケジュール>

2020年度までに随時実施。

⁷ **マイナンバー（個人番号）**：日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の番号のこと。外国籍でも住民票を有する方には住所地の市町村長から通知される。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤。その利用範囲は法令等で限定されており、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野の行政手続で利用されている。

② 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

瀬戸内町では、住民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成 28 年度から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知（正本）の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、平成 32 年度までに同通知（正本）の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

<KPI>

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

<スケジュール>

平成 31 年度までに住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

① 各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、2020年に向けて、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進します。その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。

また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

<KPI>

オープンデータ公開件数 10件

<スケジュール>

2020年度までに随時実施。

② 保有する各種地理空間情報等に係るオープンデータ化の促進

行政事務の効率化、新たなサービスの創出等に向けて活用される、基盤地図情報などの情報インフラの速やかな更新に資するため、瀬戸内町が保有する道路・港湾・公共施設等の工事計画図面等のオープンデータ化を推進する。また、オープンデータ化された地理空間情報⁸の利活用の推進を図るため、G空間情報センターへの登録その他の分かりやすい情報提供を行うことで、民間における地理空間情報活用を促進し、地域経済の活性化に寄与する。

<KPI>

オープンデータ公開ページの整備 1件

G空間情報センターへのデータ登録数 2件

<スケジュール>

2023年度までに随時実施。

⁸ **地理空間情報（G空間情報）**：地理空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）と、これに関連付けられた様々な情報のこと。

(3)個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)

マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、瀬戸内町のほか、国や県が開催する各種イベントにおいて、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、マイナンバーカードと申請書等記載支援システムを組み合わせて活用することで、申請書等への氏名、住所等の手書き入力を不要とし、来庁者の負担軽減及び窓口の業務効率化に寄与する。その他、現在瀬戸内町が発行している印鑑登録証や図書館カード、公共施設利用者登録カード等の機能をマイナンバーカードに統合するワンカード化の取組を進め、住民の利便性の向上及びカード発行等に要する経費の削減に繋げる。

さらに、瀬戸内町では、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を実施する。

<KPI>

マイナンバーカードの普及率

<スケジュール>

2023年度までにマイナンバーカード普及率20%を達成

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

① IoTに関する地域における学習環境づくりの推進

平成 32 年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向け、学校でのプログラミング教育を通じてIoT⁹への興味関心を高めた児童生徒が、教育課程外において発展的・継続的に学ぶことができるように、企業や地域人材（学生、PTA、シニア等）、学校（パソコン教室）等のリソースを活用した学習機会の提供を推進し、地域における高度人材育成の確保を図る。

<KPI>

地域IoTクラブ（仮称）への登録児童生徒数

<スケジュール>

平成 30 年度から国が実施する実証事業や、平成 31 年度末までに取りまとめるガイドラインを活用し、2024 年度までに学習環境の整備を図る。

⁹ IoT: Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

② Webアクセシビリティ¹⁰確保のための環境整備

瀬戸内町では、高齢化が進みつつあり、町民アンケートによると高齢者ほど、市政や地域情報の収集を市政だよりや回覧板といった紙媒体に依存している状況となっている。その一方で若年層では、PCやスマートフォンの所有率が年々増加してきており、情報機器を所有する年齢も低くなる傾向が見られる。既にあらゆる情報やサービスがWebサイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方にもWebサイトの活用は重要となってきた。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もが行政等のWebサイトを利用しやすいようにするため、本町Webサイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づきJIS規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

<KPI>

本町WebサイトのJIS規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベルAAへの準拠

<スケジュール>

2020年までに本市WebサイトをJIS規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベルAAへ準拠させ、その水準を維持

¹⁰ アクセシビリティ：情報通信分野においては、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等が円滑に利用できることを意味する。

③ 超高速ブロードバンド未整備地域における整備・確保の推進

地方創生の取組を更に進め、町民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受できるようにするため、情報通信基盤の整備を推進する。

<KPI>

固定系超高速ブロードバンド整備世帯数

<スケジュール>

加計呂麻島等の条件不利地域において超高速ブロードバンドを 2021 年度までに 150 世帯整備する。

（５）情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

① 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

瀬戸内町が保有する行政データについて、台帳等の基礎となるデータを中心に、他のシステム等による二次利用が容易な形でデジタル化を推進。

加えて、テレワーク¹¹などのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進。これにより、時間と場所を有効に活用できる働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指す。

<KPI>

行政データのデジタル化 ５件

リモートアクセス環境の整備 １件

<スケジュール>

2023年度までに随時実施

¹¹テレワーク：テレワークとは、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。雇用型テレワークとは、一般的に、ICTを活用して、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと（例：在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務）を言い、自営型テレワークとは、一般的にICTを活用して、請負契約等に基づき、個人事業者・小規模事業者等が業務を行うこと（例：SOHO、在宅ワーク、クラウドソーシング）を言う。

② 救急搬送時における医療機関の受け入れ状況の見える化

瀬戸内町では、救急搬送時に受け入れ先の医療機関について、隊員が電話連絡で探すという業務フローがあるが、救急搬送の件数の増加もあって、簡単には受け入れ先が見つからない状況も発生してきている。救急搬送時における被搬送者の生存率は治療開始までの時間に依存しており、医療機関の決定までの時間短縮は急務となっている。

上記の課題を解決するため、町内の医療機関と連携しWebを通じた救急搬送時の各医療機関の受け入れ状況の見える化を行う。また、救急車にタブレット端末と通信環境を用意し、隊員が車内から受け入れ状況を確認し、その判断による搬送先の決定を行うことで、治療開始までの時間短縮を図り、これにより被搬送者の生存率向上に寄与する。

<KPI>

Webシステムの開発及び救急車へのタブレット端末の設置

<スケジュール>

2022年度までにWebシステムの開発及び全救急車へのタブレット端末の設置を完了

(6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業（支援体制構築事業）

瀬戸内町は、行政区域が海を隔てる地理にあり、さらに高齢化・過疎化が急激に進み、コミュニティ機能が著しく減退している。これは地域生活課題を見えにくくする大きな要因となっている。そこで、多岐にわたる住民情報を集積し“見える化”することは、多機関による協力体制の接着剤となり、迅速適切な課題解決の大きな一助になる。本事業は平成29年度設置した包括的な相談支援の受け皿となる「相談支援包括化推進会議」の拡充として「アンマネット(地域力強化推進情報ネットワークシステム)」を構築する。これは、住民の生活情報を安全・適切に管理・共有し、複合的な地域生活課題の発見と解決を図るものである。

システムとしては、本人同意のもと、医療情報、介護情報、困り事等を個人毎に集約、それらの情報を行政、医療機関・介護機関・キーパーソンなどで共有をし、地域生活課題の解決を図る。

<KPI>

瀬戸内町住民のシステムへの情報共有同意数

<スケジュール>

平成30年度中にシステム稼働。医療レセプト、介護レセプト、健診情報について、個人毎の集約、行政・医療機関・介護機関・キーパーソンにおける共有。

平成31年度以降は、情報の拡充を予定。

(7) セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

瀬戸内町官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「瀬戸内町情報セキュリティ基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「瀬戸内町個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。